



_____と慈済科技大学との学術・文化交流協定に関する覚書

_____と慈済科技大学とは、平等互恵・相互協力の精神の下に、両校の発展及び日本と台湾の相互理解に繋がる学術・文化交流協定を締結するに当たり、下記の覚書を交わすものとする。

記

- (1) 両教育機関は以下の学術・文化交流事業を行う。
 - 1.教員の交流事業
 - 2.学生の交流事業
 - 3.学生向け短期セミナー・語学研修事業
 - 4.学生会の交流事業
 - 5.事務職員の交流事業
 - 6.学術・文化情報の交換事業
 - 7.その他、両校の発展及び日本と台湾の相互理解に繋がる学術・文化交流事業
- (2)この覚書に基づいて「_____と慈済科技大学との学術・文化交流協定」草案を作成し、双方協議の上、協定の締結を行うものとする。
- (3)この覚書の有効期間は、「_____と慈済科技大学との学術・文化交流協定」を締結する日までとする。
なお、協定が締結されるまでの期間については、この覚書に基づいて_____と慈済科技大学との学術・文化交流事業を進めることができるものとする。
- (4)この覚書は日本語と中国語の2ヶ国語で作成するものとし、2つの覚書は同等の効力を有するものとする。

年 月 日

慈済科技大学

校長 羅文瑞
